新潟県柏崎市上下水道局建設工事入札参加資格審査規程

平成１９年３月３０日　公営企業管理規程第２５号
最終改正　令和４年１０月２１日　公企管規程第５号

（趣旨）

第１条　この規程は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、柏崎市上下水道局が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

（建設工事入札参加資格審査等）

第２条　柏崎市上下水道局が行う競争入札等の参加資格、資格審査の申請の方法、時期、資格審査、工事の発注標準その他必要な事項については、この規程に特別の定めがあるものを除き、新潟県柏崎市建設工事入札参加資格審査規程（平成７年３月柏崎市告示第２１号。以下「市の規程」という。）の例による。

２　市の規程第３条の規定により市長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書は、管理者にも提出があったものとみなす。

（資格審査申請）

第３条　水道本支管布設工事の入札参加資格審査を受けようとする者は、市の規程に定めるもののほか、別記様式による書類を管理者に提出しなければならない。

（資格審査）

第４条　管理者は、水道本支管布設工事について資格審査を行い、Ａ、Ｂ又はＣの３等級に格付けするものとする。

（工事の発注標準）

第５条　水道本支管布設工事について格付けした等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、次のとおりとする。

Ａ	２,０００万円以上
Ｂ	５００万円以上２,０００万円未満
Ｃ	１３０万円超５００万円未満

（その他の事項）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項については、管理者が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行し、平成１９年度以降の入札参加資格審査に係るものについて適用する。

附　則（平成２３年３月２８日公企管規程第１３号）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月２１日公企管規程第５号）

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

（別紙様式１～３省略）